

地域別計画の見直し

時期（平成）	内 容
～28年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・2月の連合会長会議において、地域コミュニティ組織と市で地域別計画の見直しをすることについて、市（地域政策課）から説明し、了承を得る。
28年4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域コミュニティ組織の総会や各地区自治会長会議で、平成28年度中の「地域別計画の見直し」について説明 ・見直し方法については、各組織によって温度差があることから、役員等で協議
28年5月～ 29年1月 地区により、 2回～10回程度	<p>【主な見直し点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ組織が主で行うもの <ul style="list-style-type: none"> *1 策定当時（平成21年度）の地域別計画で掲げている、住民自ら取り組む地域課題の現状確認 *2 新たな課題等の確認 ・市、地域コミュニティ組織が協働で行うもの <ul style="list-style-type: none"> *1 現状と新たな課題等を勘案しながら、個別意見を集約して、内容を修正加筆 ・市が主で行うもの <ul style="list-style-type: none"> *1 地域の現状（人口・世帯など）についてデータ更新 <p>【組織形態別の見直し方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分科会型 = 該当する分野を分科会ごとに担当 ・単独型・プロジェクト型 = 組織（全体、選抜） <ul style="list-style-type: none"> *1 場合により、地域コミュニティ組織外から分野に応じて招集もしくは確認 *2 分野別に、グループ討議も想定 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士見地区は、下府中地区の地域別計画を基に策定 ・行政への要望が出された場合は、別途対応
29年2月～	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主で行うもの <ul style="list-style-type: none"> *1 市ホームページに、地区ごとに見直した地域別計画に併せて、地域コミュニティの到達形（指針の見直し）も掲載 *2 市ホームページに掲載したものを庁内印刷し、各地域コミュニティ組織、市議会議員、庁内関係課に配布